

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 「特別定額給付金」のお知らせ

「特別定額給付金」の申請受付期間は、8月31日(月)までとなっています。

「特別定額給付金」について

特別定額給付金とは？

緊急事態宣言の下、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならないという状況の中、医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うものです。

給付対象者は？

基準日（令和2年4月27日）に、安平町の住民基本台帳に登録されている方が対象です。

※基準日以前に、住民票を削除されていた方で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも登録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市区町村の住民基本台帳に登録されることとなった方を含みます。

※外国人のうち、短期滞在者及び不法滞在者は、住民基本台帳に登録されていないため対象外です。

給付額は？

給付対象者1人につき100,000円（支給は1回のみです）

申請期限は？

安平町では、5月18日(月)から8月31日(月)までの期間で申請を受け付けています。

※予定より早く申請書の送付が完了したため、受付開始日を変更しています。

※事業の円滑な完了を推進するため、8月11日(火)までに申請をお済ませください。

支給時期は？

申請受付日からおよそ1か月以内での支給を予定しています。

※安平町では5月11日に特別定額給付金の申請書を郵送していますが、該当すると思われる方で、申請書が届いていない方や該当するかどうか確認したい方は、役場健康福祉課へお問い合わせください。

ご注意

- ・申請時期や支給時期は、各市町村によって異なります。
- ・この給付金に関して、給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報詐欺」にご注意ください。
 - 安平町や総務省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
 - 安平町や総務省などが住民の皆様の世帯構成や生年月日等の個人情報を照会することは、絶対にありません。

問合せ 健康福祉課福祉グループ ☎ 7071



安平町住民基本台帳の閲覧状況の公表について

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、下記のとおり公表いたします。

なお、閲覧年月日や閲覧に係る範囲の詳細については、町ホームページ及び役場庁舎掲示板に掲示しています。

公開対象期間 平成31年4月1日～令和2年3月31日

- ・住民基本台帳法第11条第1項（国又は地方公共団体）による閲覧の請求 1件

閲覧申出者	利用目的
防衛省（自衛隊札幌地方協力本部）	陸上自衛隊高等工科学校の生徒に関する募集事務

- ・住民基本台帳法第11条第2項（個人又は法人）による閲覧の申出 1件

閲覧申出者	利用目的
(株) 日本リサーチセンター	内閣府より委託された「青少年のインターネット利用環境実態調査」の対象者抽出

問合せ 税務住民課住民生活グループ ☎ 2940